

公立大学法人富山県立大学広告掲載規程

令和6年9月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）の印刷物、ウェブサイト、施設その他の資産を広告媒体として活用し、法人資産への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 広告を表示し、又は特定の名称を付与することができる法人資産をいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は特定の名称を付与することをいう。

(広告媒体の種類等)

第3条 広告媒体、広告掲載の方法、広告の規格及び掲載料は、別に定める。

(広告等の対象範囲)

第4条 広告媒体に掲載する広告又は付与する名称（以下「広告等」という。）は、法人の信頼性を損なうおそれがないものであって、その内容が次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題等についての主義主張に当たるもの
- (6) 誇大又は虚偽であるもの
- (7) 美観風致を害するもの又はそのおそれのあるもの
- (8) その他広告掲載として適当でないと理事長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載を行うことができる広告等の基準については、別に定める。

(広告等の募集)

第5条 広告等の募集は、広告媒体の性質等に応じ、広告主（広告媒体に自らの広告掲載を行うものをいう。以下同じ。）又は広告取扱業者（広告媒体への広告主を募集し、当該広告主に係る広告掲載を行うものをいう。以下同じ。）のいずれかを対象として、法人のウェブサイトでの公募その他の方法により行うものとする。

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、広告掲載の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年9月1日から施行する。